

改善プログラムシート【基本事務事業名「水辺空間をよくする」(都市整備本部)】

担当部課	河川清流課
------	-------

基本事務事業の目的 <現在>
水辺が市民の憩いの場となること
基本事務事業の目的 <変更後>
変更なし
改善によって目指す状態
既存の水辺の親水施設等の維持管理およびイベントに対して、市民・市民活動団体等が今後もさらに積極的に活動・参加できるよう連携および協働を図るとともに、より多くの参加者・利用者につながるための情報提供を行い、水辺空間にふれあえる機会を拡大・拡充する。

1. 事前質問
2. 当日意見
3. 事後検討
4. その他

優先順位	改善内容	改善時期	改善する業務	改善の効果	改善が必要と考える背景や考え、実施方法	理由種別
1	江戸川でのイベント開催により、参加者が水辺に近づくきっかけをつくるとともに、市民やボランティア団体との連携を支援します。	24年度	江戸川フラワーライン整備業務	江戸川のイベント開催による参加者が、より水辺に近づくきっかけとなる。松戸市民や近隣からの来訪者を増加させると共にボランティア団体の自立を図る。	官民を繋ぐ人材(職員・市民)の育成を行い、市民団体等との情報交換の場をさらに確保し、積極的な広報を行い新規参加者の増加を促す。併せて、基本事務事業の目的達成の度合いが評価できる適切な指標「花まつりイベントの参加者数」に変更する。	3
2	水辺の親水施設の紹介や水辺に関連した活動状況の情報提供、広報を積極的に行います。	25年度	水辺の関連情報広報業務(新規)	水辺の親水施設やイベントへの関心が高まる。職員の意識の改革が図れる。	水辺の親水施設の紹介・河川愛護団体活動・イベント情報・パートナー講座(環境学習)などの情報提供を見直しする。併せて、指標を「ホームページアクセス数」(河川清流課)にする。	3
3	水辺の親水施設を利用・活用する市民活動団体との連携を図り、適正な維持管理に向けてさらに強化します。	24年度	水辺の施設維持管理業務	水辺の親水施設を利用・活用する市民活動団体と施設の維持管理上の問題点など相互の意見交換を行うことにより、業務の充実(職員の意識改革)や市民活動との協働の意識が深まる。	連携による市民活動(イベント・清掃活動)の情報を把握し、支援業務を充実させる。併せて、事業の指標を「環境美化活動率」から「連携により活動する市民活動団体数・活動参加者数」に変更する。	3
4	水辺の親水施設を利用・活用する市民活動団体との連携を図り、活動の支援をさらに推進します。	24年度	水辺の活動支援業務	市民及び子どもたちの水辺の体験学習、環境学習の機会の拡充が図れるとともに、市民活動団体との協働の意識が深まる。	水辺環境関連のパネル展などにより水辺の現状や将来を考えるきっかけ作りを行う。また、水辺に係わる市民活動団体が主体的な活動となるよう取り組んでいく。併せて、事業の指標を「水辺の活動支援率」から水辺の施設利用の活動プログラム数(イベント、環境学習、美化活動等)に変更する。	3
5	江戸川という地域の自然資源を活かし、地域連携による情報の収集・提供を図ります。	25年度	水辺の交流推進業務	河川管理者や沿川自治体との交流によって得られた情報を市民に提供することで、その情報等の活用が期待できる。また、水辺の関心が深まる。	地域連携により入手した江戸川沿いの情報(江戸川散策マップ)を更新し、多くの人に最新の情報を提供するとともに、ホームページを活用し情報の提供を行う。指標を「水辺の交流推進会議開催率」としていたが、広域的な情報を提供することで、江戸川沿いに多くの市民・来訪者が散策を楽しめようになることから、「ホームページアクセス数(江戸川散策マップ)」へ指標を変更する。	3
6	河川の水源となる貴重な湧水および市民の鑑賞・休息の場を確保し、湧水地の存続に努めます。	24年度	湧水保全業務	湧水池を存続させることにより、貴重な河川の水源が確保される。また、市民の観賞・休息の場として活用される。	湧水池の存続のため湧水地の保存と定期的に湧水量の把握を行う。 ※河川清流課管理(上本郷宮の下湧水、千駄堀湧水、幸田湧水、秋山湧水)併せて、指標を「湧水地保全率」としていたが、自然環境が変化するなか、湧水地を存続させることや市民の鑑賞・休息の場として活用することが、周辺の開発等により今後厳しい状況になっていくことが予想されることから、「市内に残された貴重な湧水地保存数」に変更する。	3
7	完了した業務を統合します。	24年度	水辺の施設整備業務 (※多自然型護岸整備業務) (※親水広場整備業務) (※水辺回廊型整備業務)	完了済みの業務を統合することで、業務の効率化が図られる。	基本事務事業の目的が達成された多自然型護岸整備業務・親水広場整備業務・水辺回廊型整備業務の3業務については、施設維持管理業務に移行し廃止する。また、整備中の水辺の施設整備業務についても整備済みのものは、水辺の施設維持管理業務に移行する。	2